



長野県報

4月3日(月)
平成29年
(2017年)
第2863号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
公 告	
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3件）（生活排水課）	2
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	3
都市計画事業の認可（2件）（都市・まちづくり課）	3
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	3
正誤（森林づくり推進課）	4

告 示

長野県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とどろき歯科医院	松本市浅間温泉1丁目10番25号	平成29年1月1日
田野歯科医院	安曇野市穂高柏原2828-77	平成28年5月8日
さつき歯科医院	諏訪郡下諏訪町湖浜6178-1	平成29年1月1日

2 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションしらかば	須坂市臥竜二丁目15番26号	平成29年2月1日
訪問看護ステーションばんり	佐久市長土呂793-12	平成29年2月1日

地域福祉課

長野県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
小池歯科医院	小諸市紺屋長1-1-11	平成29年1月31日
さつき歯科医院	諏訪郡下諏訪町高浜6178-1	平成28年12月31日
田野歯科医院	安曇野市穂高柏原2828-77	平成28年5月7日

地域福祉課

長野県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

施術者

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年月日
		新	旧	
株式会社アメニティサービス 安曇野出張所	北安曇郡池田町池田2178-1-201	安曇野市明科七貴6215-1	松本市井川城3-3-8-6	平成29年2月8日

地域福祉課



長野県環境部生活排水課及び東御市役所

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

東御都市計画下水道 東御市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

高森都市計画下水道 高森町公共下水道